

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の 臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 要綱の制定

「令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」

(2) 内容

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜について定めるもの

(3) 施行期日

令和2年4月30日

2 臨時代理を行った日

令和2年4月28日

3 臨時代理を行った理由

神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、横須賀市教育委員会及び川崎市教育委員会において、それぞれ神奈川県内の公立高等学校の入学者の募集及び選抜に係る要綱を制定し、令和2年4月30日に公表する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者であつて、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- （1）中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- （2）中学校を令和3年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- （4）施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和3年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一 般 募 集	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和3年1月28日（木） から 2月1日（月）まで	/
	定時制の課程 （昼間部を除く。）		令和3年3月3日（水） 及び 3月4日（木）

6 志願

- （1）入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあつては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、令和3年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和3年2月4日（木） から 2月8日（月）まで	
定時制の課程（昼間部を除く。）		令和3年3月5日（金） 及び 3月8日（月）

8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（令和3年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

- (2) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	令和3年 2月15日(月)	令和3年 2月16日(火) 及び 2月17日(水)	令和3年 2月15日(月) から 2月17日(水) まで
	合 格 発 表 の 期 日		
	令和3年 3月 1日(月)		

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 (昼間部を除く)	令和3年 3月12日(金)	令和3年 3月12日(金) 及び 3月15日(月)	令和3年 3月12日(金) 及び 3月15日(月)
	合 格 発 表 の 期 日		
	令和3年 3月 19日(金)		

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和3年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程(昼間部)	令和3年3月3日(水)及び3月4日(木)
	定時制の課程(昼間部を除く。)	令和3年3月22日(月)及び3月23日(火)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志 願 変 更 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和3年3月5日（金）及び 3月8日（月）
	定時制の課程（昼間部を除く。）	令和3年3月24日（水）

(4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程及び定時制の課程（昼間部）については、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程（昼間部を除く。）については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査の期日	面接の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和3年 3月10日（水）	同 左	令和3年 3月17日（水）
	定時制の課程 （昼間部を除く。）		令和3年 3月25日（木）	令和3年 3月29日（月）

1.2 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

1.3 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

1.4 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

令和3年度 川崎市立高等学校における募集形態

[全日制の課程]

学校名	学科		募集形態		令和2年度 募集定員
			共通選抜	定通分割 選抜	
川崎 高等学校	普通科		※ 1		38
	家庭に関する学科	生活科学科	○		39
	福祉に関する学科	福祉科	○		39
幸 高等学校	普通科		○ ※ 2		78
	商業に関する学科	ビジネス教養科	○ ※ 2		158
川崎総合科学 高等学校	工業に関する学科	情報工学科	○		39
		総合電気科	○		39
		電子機械科	○		39
		建設工学科	○		39
	デザイン科	○		39	
	理数に関する学科	科学科	○		39
橘 高等学校	普通科		○		198
	体育に関する学科	スポーツ科	○		39
	国際に関する学科	国際科	○		39
高津 高等学校	普通科		○		278

※ 1 令和3年度入学者選抜より、高等学校普通科における募集の停止

※ 2 令和3年度入学者選抜より、普通科の定員の増加、ビジネス教養科の定員の削減
令和3年度の募集定員は10月の教育委員会で正式決定

[定時制の課程]

学校名	学科		募集形態		令和2年度 募集定員
			共通選抜	定通分割 選抜	
川崎 高等学校	普通科	昼間部	○ ※ 3		70
		夜間部		※ 3	70
川崎総合科学 高等学校	工業に関する学科	クリエイト工学科	○	○	35
	商業に関する学科	商業科	○	○	35
橘 高等学校	普通科		○	○	70
高津 高等学校	普通科		○ ※ 4	○ ※ 4	105

※ 3 令和3年度入学者選抜より、昼間部の定員の増加、夜間部における募集の停止

※ 4 令和3年度入学者選抜より、普通科の定員の削減
令和3年度の募集定員は10月の教育委員会で正式決定

令和3年度
神奈川県
公立高等学校
入学者選抜
日程

月	日	曜	全 日 制 定時制昼間部		定時制夜間部		備考	資料2	
1	28	木	共通選抜		募集				
	29	金	共通選抜		募集				
	30	土							
	31	日							
	2	1	月	共通選抜		募集			
2	2	火							
	3	水					附属中学検査		
	4	木	共通選抜		志願変更				
	5	金	共通選抜		志願変更				
	6	土							
	7	日							
	8	月	共通選抜		志願変更				
	9	火							
	10	水					私学一般入試		
	11	木	建国記念の日					私学一般入試	
	12	金					私学一般入試		
	13	土					私学一般入試		
	14	日							
	15	月	共通選抜		学力検査				
	16	火	共通選抜		面接・特色				
	17	水	共通選抜		面接・特色				
	18	木							
	19	金							
	20	土							
	21	日							
	22	月	共通選抜		追検査				
	23	火	天皇誕生日						
	24	水							
	25	木							
	26	金							
	27	土							
	28	日							
	3	1	月	共通選抜		合格発表			
2		火							
3		水	二次	募集	定通分割	募集			
4		木	二次	募集	定通分割	募集			
5		金	二次	志願変更	定通分割	志願変更			
6		土							
7		日							
8		月	二次	志願変更	定通分割	志願変更			
9		火							
10		水	二次 学力検査						
11		木							
12		金			定通分割	学力検査			
13		土							
14		日							
15		月			定通分割	面接			
16		火							
17		水	二次 合格発表						
18		木							
19		金			定通分割	合格発表			
20		土	春分の日						
21		日							
22		月			二次	募集			
23		火			二次	募集			
24		水			二次	志願変更			
25		木			二次	検査			
26		金							
27		土							
28		日							
29		月			二次	発表			
30		火							
31		水							